

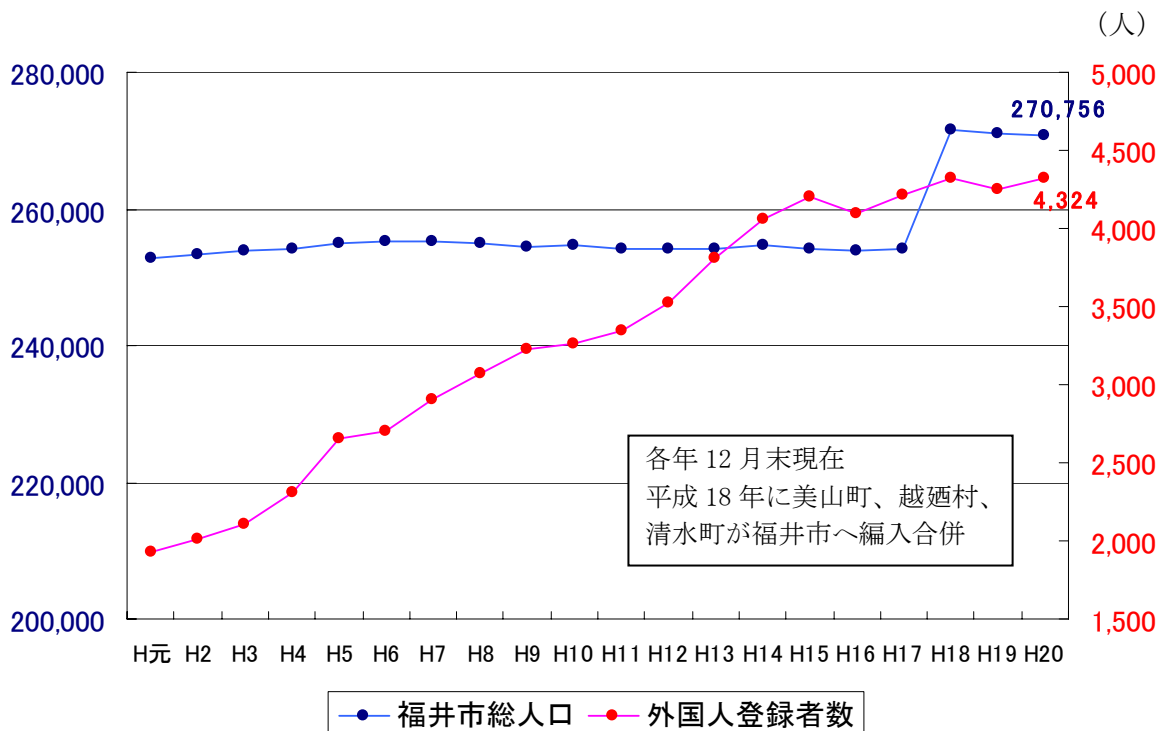
だい しょう ふく い し げんじょう か だい  
**第2章 福井市の現状と課題**

がいこくじんとうろくしゃ げんじょう  
**1 外国人登録者の現状**

ほん し がいこくじんとうろくしゃ へいせい ねん ねん がつまつげんざい にん  
 本市における外国人登録者※2は、平成20年（2008年）12月末現在、4,324人（54  
 こく そうじんこう にん し わりあい  
 か国）で、総人口270,756人に占める割合は1.6%となっています。

ねんれいべつじんこう にほんじん さい せいさんねんれいじんこう げんじょう さいいじょう  
 年齢別人口では、日本人の15～64歳の「生産年齢人口」が減少し、65歳以上の  
 ろうねんじんこう ぞう か たい がいこくじんとうろくしゃ さい わりあい ぜんたい  
 「老年人口」が増加しているのに対し、外国人登録者は20～50歳の割合が全体の7  
 わりいじょう  
 割以上となっています。また、女性が男性の1.5倍となっています。

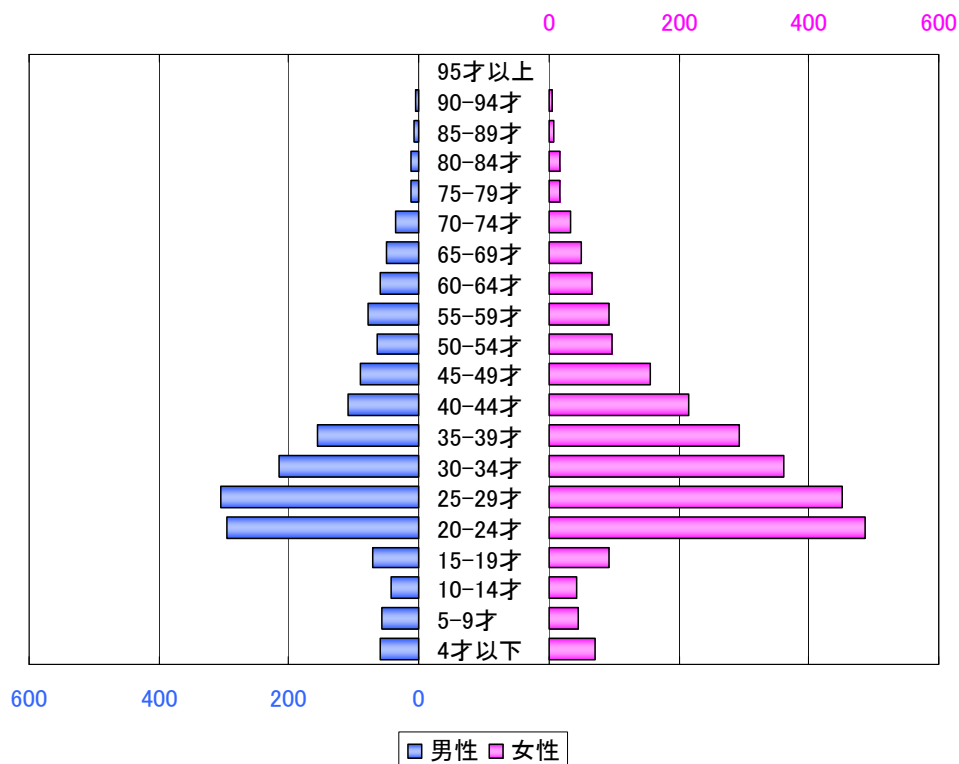
ずひょう ふく い し そうじんこう すい い がいこくじんとうろくしゃすう すい い  
**図表1 福井市の総人口の推移と外国人登録者数の推移**



※2 「外国人登録者」とは、一定期間日本に滞在する外国人に義務付け  
 されている外国人登録法の登録者を表します。この制度は、平成21  
 年7月の住民基本台帳法改正により、3年以内に廃止されることが  
 決まっています。改正後は外国人市民も日本人と同様、住民基本  
 台帳に登録されることとなります。

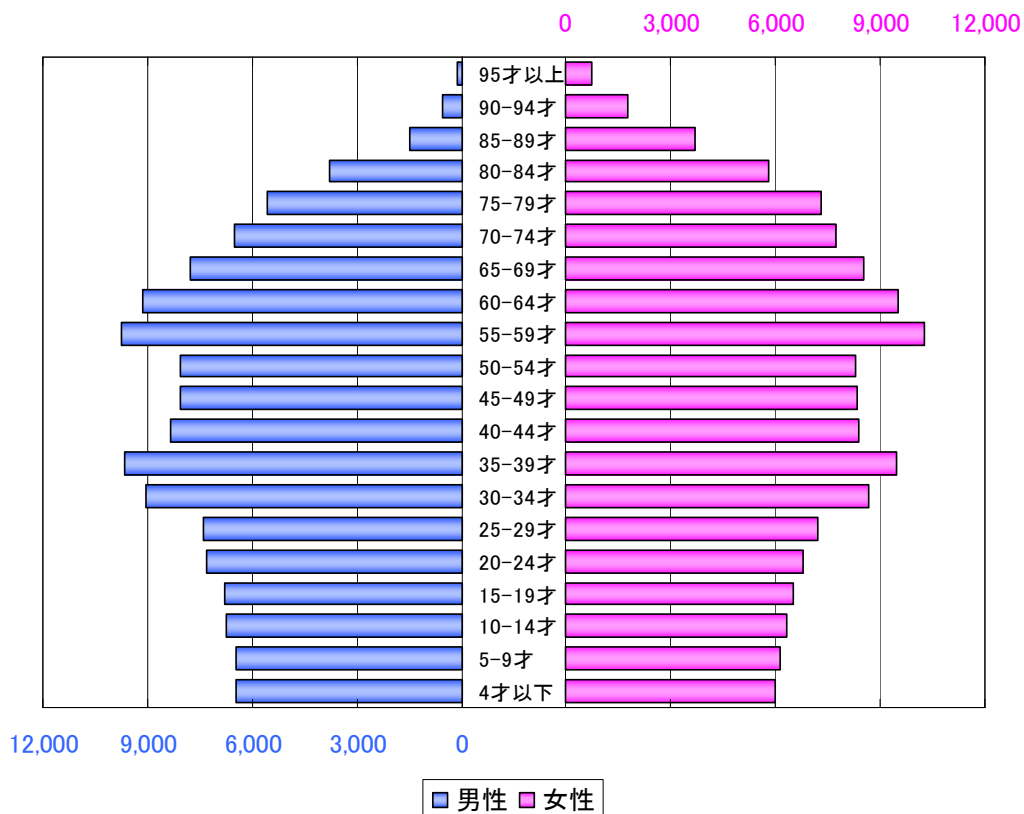
ずひょう ねんれい せいべつ ふくいし がいこくじんとうろくしゃすう  
**図表 2 年齢・性別にみる福井市の外国人登録者数**

(人)



さんこう ねんれい せいべつ ふくいし そうじんこう にほんじん  
**参考 年齢・性別にみる福井市の総人口（日本人のみ）**

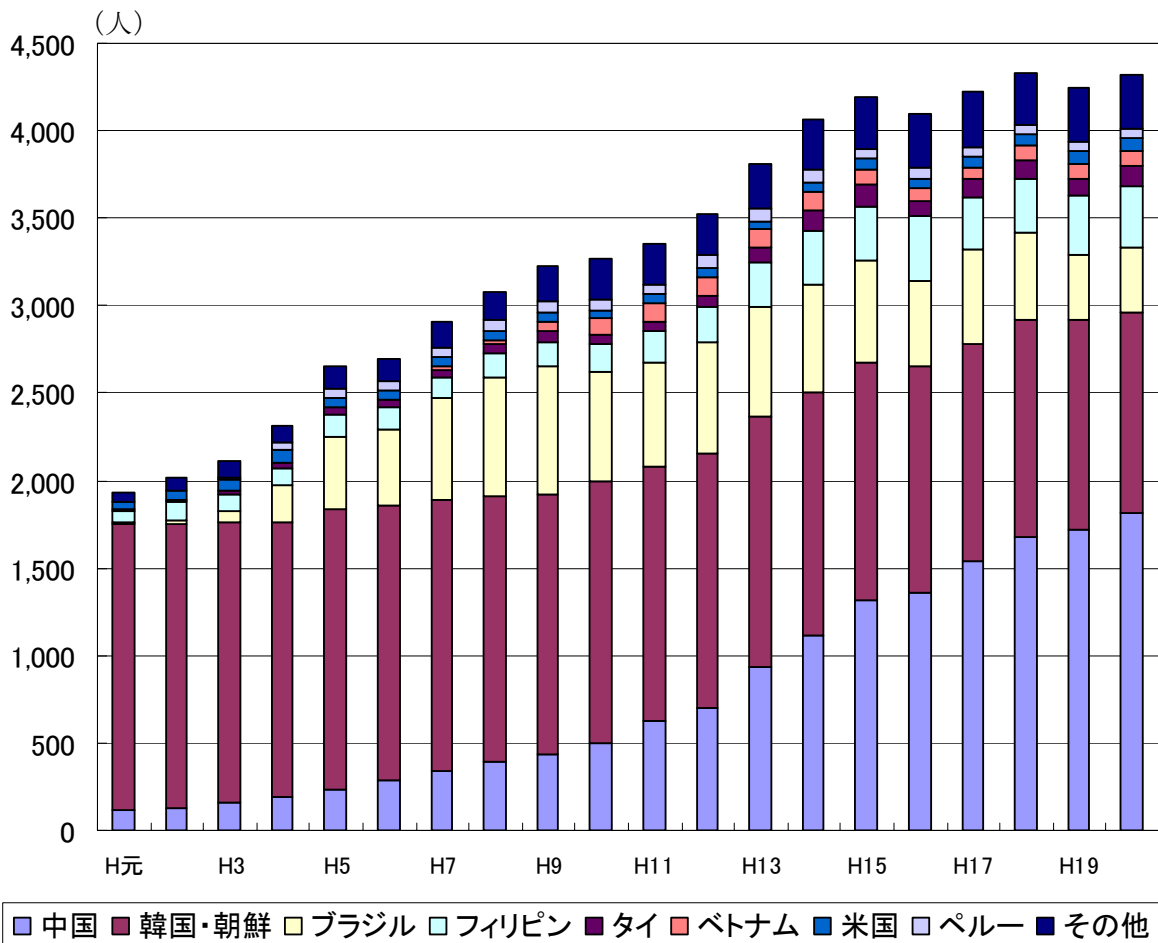
(人)



平成 20 年（2008 年）12 月末現在 市民課資料

国籍別にみると、外国人登録者数で最も多いのは、平成15年（2003年）までは韓国・朝鮮でしたが、平成16年（2004年）以降は中国が上回り、現在は中国（1,810人 41.8%）、韓国・朝鮮（1,148人 26.5%）、ブラジル（374人 8.6%）、フィリピン（353人 8.2%）、タイ（117人 2.7%）となっています。

図表3 福井市の国籍別外国人登録者数の推移



各年12月末現在 市民課資料

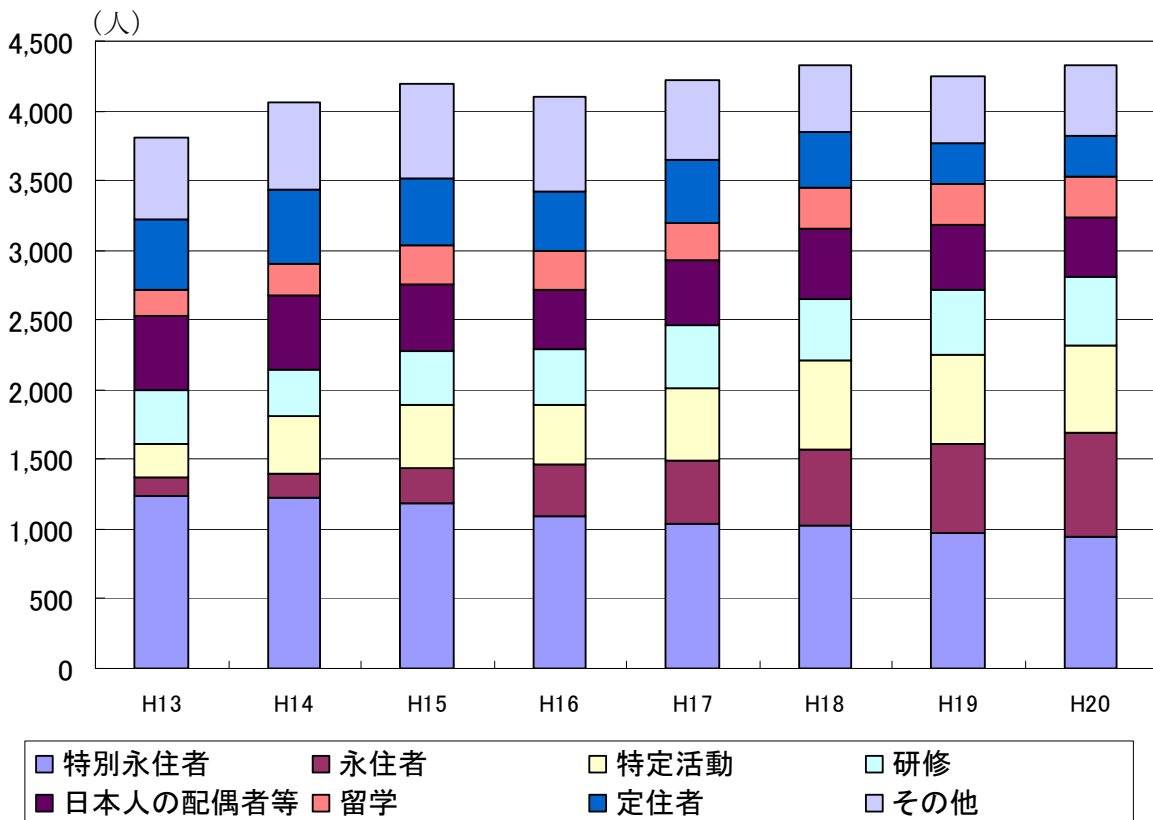
在留資格※3でみると、「特別永住者」（941人 21.8%）、「永住者」（747人 17.3%）、「特定活動」（631人 14.6%）、「研修」（492人 11.4%）、「日本人の配偶者等」（420人 9.7%）となっています。

5年前と比べると、「特別永住者」が0.86倍と減少し、「永住者」が2.01倍、「特定活動」が1.48倍、「研修」が1.24倍と増加しています。

国籍別の上位を在留資格別でみると、中国は「特定活動」と「研修」が56%を、ブラジルは「永住者」「定住者」などが82%を占めています。中国をはじめアジア地域から、研修生や技能実習生等の受入れが増加しているとともに、ブラジル国籍者の定住化が進んでいます。

「日本人の配偶者等」を国籍別でみると、中国（118人）、フィリピン（107人）、ブラジル（74人）の順となっています。

図表4 福井市の在留資格別外国人登録者数の推移



各年12月末現在 市民課資料

※3 「在留資格」とは、外国人が日本で働いたり留学したり生活するために必要な法的資格で、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」などに定められています。この資格が無いと、日本に滞在して活動することはできません。資格は、就労できる内容や活動について細かく分類されています。本プランで例示している在留資格については、資料（1）を参照してください。

がいこくじんとうろくしゃ おお ち く みなと ち く にん ひがしあ ご ち く にん  
外国人登録者の多い地区は、湊地区(456人4.95%)、東安居地区(341人 4.70%)、  
にっしん ち く にん はるやま ち く にん じゅんか ち く にん  
日新地区(245人 4.35%)、春山地区(215人3.09%)、順化地区(109人 3.01%)  
となっています。

ほんし がいこくじんしみん わりいじょう ちいき ひとびと し  
このように、本市においては、外国人市民の8割以上をアジア地域の人々が占め、  
へいせい ねん ねん いこう にゅうかんほう かいせい がいこくじんぎのうじっしゅうせいど かくだい ろうどう  
平成2年(1990年)以降の入管法の改正や外国人技能実習制度の拡大により、労働  
がいこくじんしみん ぞうか  
にかかわる外国人市民が増加しています。

くわ へいせい ねん ねん ど ほんし こんいん かん とうけい やく くみ くみ  
加えて、平成20年(2008年)度の本市の婚姻に関する統計では、約16組に1組が  
こくさいけっこん はいぐうしゃ ぞうか がいこくじんしみん ていじゅうか すす わ  
国際結婚となるなど、配偶者の増加で外国人市民の定住化が進んでいることが分か  
ります。

けいこう こんご つづ よそう  
これらの傾向は、今後も続くことが予想されます。

## 2 外国人市民アンケート調査の主な結果

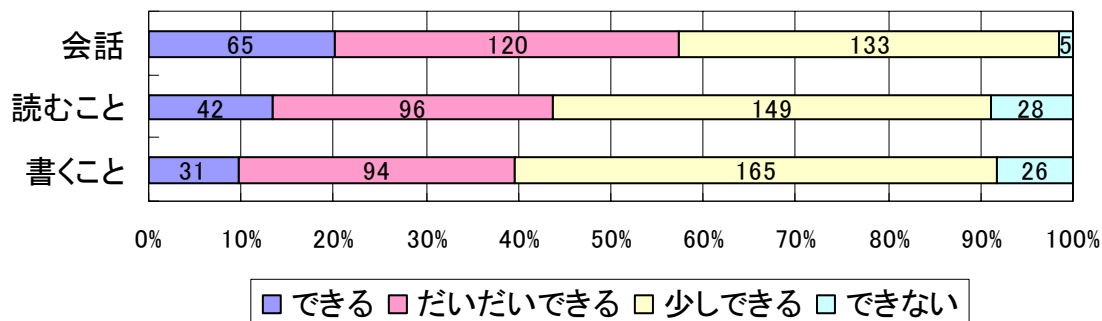
本市では、平成19年（2007年）度に福井県、各市町と協力し、初めて外国人市民を対象としたアンケート調査を行いました。調査は、市内の外国人登録者（特別永住者を除く）から国籍と在留資格の割合に応じて抽出し、5か国語で作成した調査票を配布・回収しました。回答者数は339人で回収率88.3%でした。

日本語の会話については、「できる」「だいたいできる」と答えた人は55%で、2人に1人が日本語の会話に不自由を感じています。

読むことができる言語については、「ふりがながつき日本語」は読めると答えた人が61%でした。4割近くの人が、中国語、英語、ポルトガル語といった言語でなければ情報を理解することができないということが分かります。

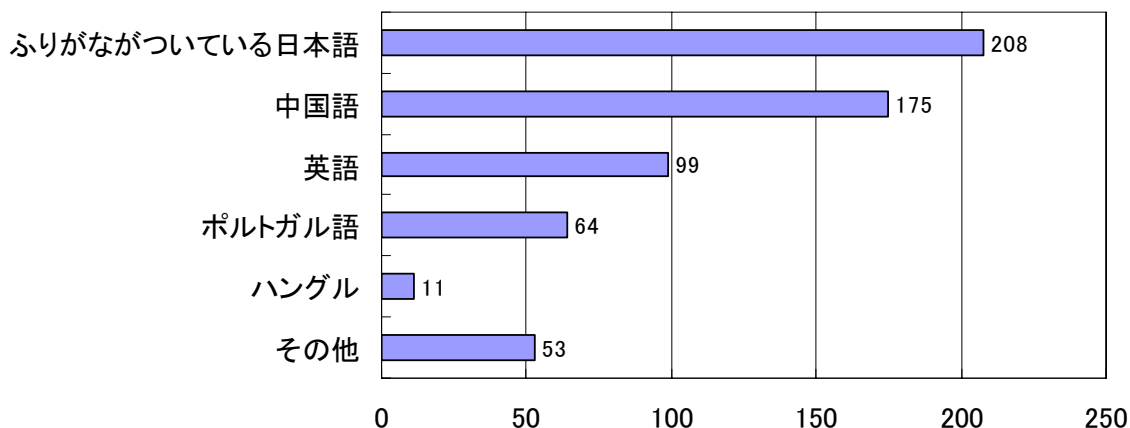
問：あなたは日本語がどのくらいできますか

(人)



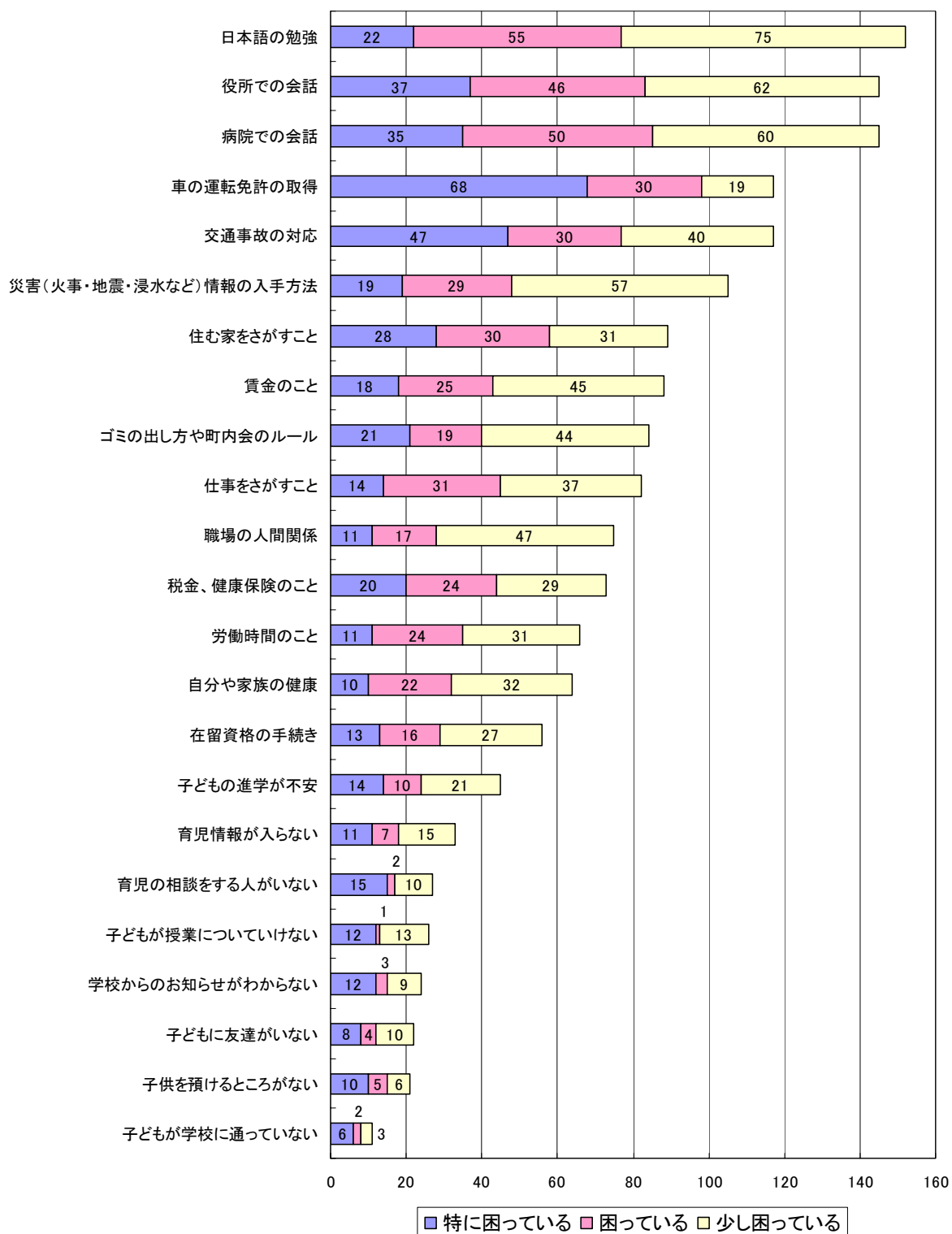
問：あなたはどの言語なら読めますか（複数回答）

(人)



## 問：日常生活で困っていること

(人)

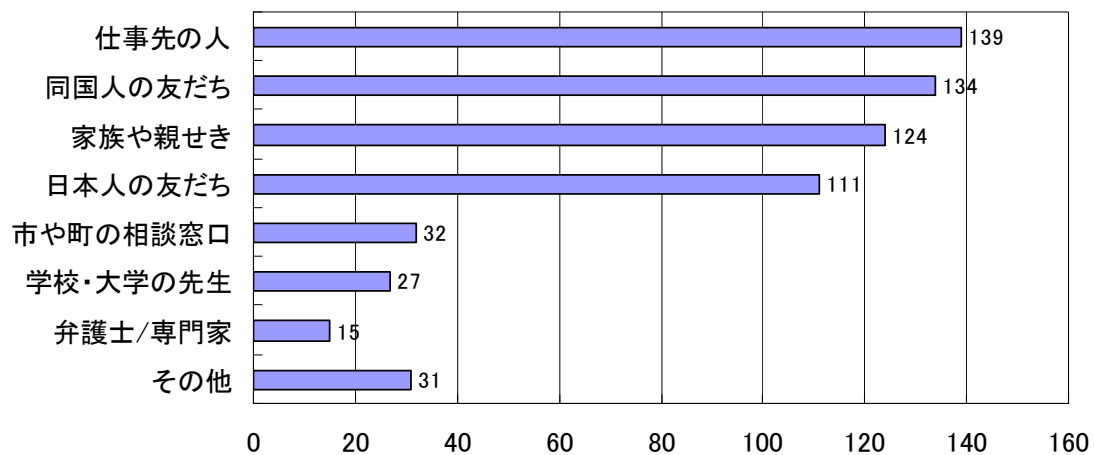


にちじょうせいかつ こま かん とい にほんご べんきょう やくしょ びょういん  
 日常生活で困っていることに関する問では、「日本語の勉強」、「役所や病院での  
 かいわ にほんご かん やく わり ひと とく こま こま  
 会話」といった日本語に関することに、約3割の人が「特に困っている」「困っ  
 かいとう  
 ている」と回答しています。

「仕事について」は、「特に困っている」「困っている」と回答した人は、1割強でした。「子育て・入園手続き」、「子供の学校生活・進学問題」については、未記入者（子供がいない方など）が多く、回答者の約1割の人が「特に困っている」「困っている」と回答しています。その他では、「災害情報の入手方法」について、困っていると回答した人が多くなっています。

問：困ったとき、誰に相談しますか（複数回答）

(人)



困ったとき、誰に相談するかについては、「仕事先の人」、「同国人の友だち」、「家族や親せき」、「日本人の友だち」が多くなっています。

問：あなたはどのような支援を必要としますか（複数回答）

(人)

市や町の窓口では、外国人に、やさしい日本語で説明してほしい	92
外国語で相談できる市や町の窓口が近くにあること	92
病院、役所、学校、ハローワークでの通訳・翻訳の紹介やサービス	89
日本人と交流できる場所	79
近くでかんたんな日本語の会話や読み書きが学べる場所	73
災害時に役に立つ避難場所や連絡先の情報	65
申込み用紙やお知らせ、イベント情報などを外国語やルビ付きの日本語で発行してほしい	64
日本語能力試験などの勉強ができる場所	60
子供たちに母国語を教えてくれる場所	28
交通ルールや生活マナー講習会の実施	27
子育てや学校のことについて外国語で相談できる場所	25

### 3 分野別の現状と課題

本市における外国人登録者の現状と外国人市民アンケート調査、ならびに検討委員の経験をふまえ、外国人市民を取り巻く現状と課題について、次のように整理しました。

#### (1) 生活に必要な情報の理解

##### ア 行政情報、生活情報等の理解

外国人市民の中には日本語を理解できない人もいて、日本語のコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じています。

本市では、多言語の「生活ガイドブック」や「ゴミの分け方・出し方」を作成し、外国人登録窓口で配布するほか、ホームページでも閲覧できるようにしています。

しかし、これら多言語化された情報は、行政サービスのきわめて限られた範囲でしかありません。市民に提供されるサービスや、市民として履行しなければならない義務などについて、そのほとんどが日本語でしか情報提供されていない現状です。加えて、行政内でも多文化共生への理解が十分ではありません。

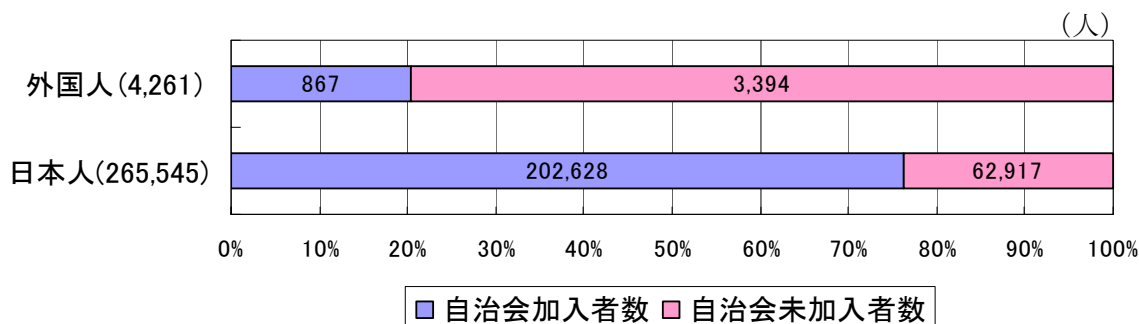
したがって、まず行政が、生活に必要な情報について、やさしい日本語表現や多言語化を行い提供することが必要です。

さらに、外国人市民の約8割が自治会未加入であることから、提供する情報を「必要とする人にどのように届けるか」について、検討しなければなりません。

外国人市民が生活を始めるときなどに、行政や受入れ団体等が、生活習慣の理解を含めたオリエンテーションを行うことも必要です。

本市では、外国人市民のみを対象とした生活相談窓口は設置していませんが、庁内窓口業務や相談業務を補佐する行政通訳員の配置や、申請・説明書類を分かりやすくするための「ふりがな表記や多言語併記」、「通訳者がいなくても対応できるマニュアル作成」などに取組むことが必要です。

ずひょう ふくいし じち かいかにゆうしやすう  
**図表 5 福井市の自治会加入者数**



平成 21 年 (2009 年) 3 月末現在 市民課資料

## イ 日本語及び日本社会に関する学習機会

外国人市民が生活に必要な日本語を習得できる学習機会は、現在、福井県国際交流協会が実施している講座のみです。本市としては学習機会を提供していない現状です。外国人市民の多い地区の公民館などで日本語教室を実施するほか、企業内の日本語教室を支援するなど、外国人市民の自立を促進する仕組みづくりが必要です。併せて、日本語指導ボランティアの育成を行うことが重要です。

## (2) 日常生活

### ア 居住

外国人市民や留学生が、民間の賃貸住宅に申し込んだ場合、ときには身元保証人に日本人を求められることや、入居差別を受けることがあります。

本市の公営住宅では、入居や抽選に関する情報が多言語化されていません。

また、日本の住宅に関する慣習やシステムについて、十分な理解を得られていないケースもあります。

生活習慣のちがいなどから、外国人市民と日本人市民の間に生じるトラブルを、できるだけ少なくするためには、地域でともに暮らす多文化共生への理解を啓発していくことが必要です。さらに、入居時のオリエンテーションなどで、家庭ゴミの取り扱いなどの生活ルールや、自治会の仕組みなどについて説明し、理解を求める必要があります。

## イ 教育

日本では、外国人に、憲法や教育基本法による就学義務は課せられていません。しかし、国は、市町村の教育委員会が入学を認め日本人と同様に扱うよう指導しています。平成21年（2009年）4月現在、本市の外国人児童生徒数は129人で、小学校91人、中学校38人となっています。

このうち約8割は、日本で生まれ育ったか、長期間日本で生活していて、日本語の問題がないとされる児童生徒です。残りの約2割が、途中から日本へ来ているので、日本語指導が必要と思われる児童生徒です。

現在、多言語の学校生活ガイドブックを、必要に応じて配布しています。加えて、教育委員会の委託事業により、ふくい市民国際交流協会が「外国籍児童生徒サポート事業」を実施し、平成20年（2008年）度は、延べ28人の児童生徒を対象に、16人の日本語指導ボランティアが派遣されています。

課題としては、

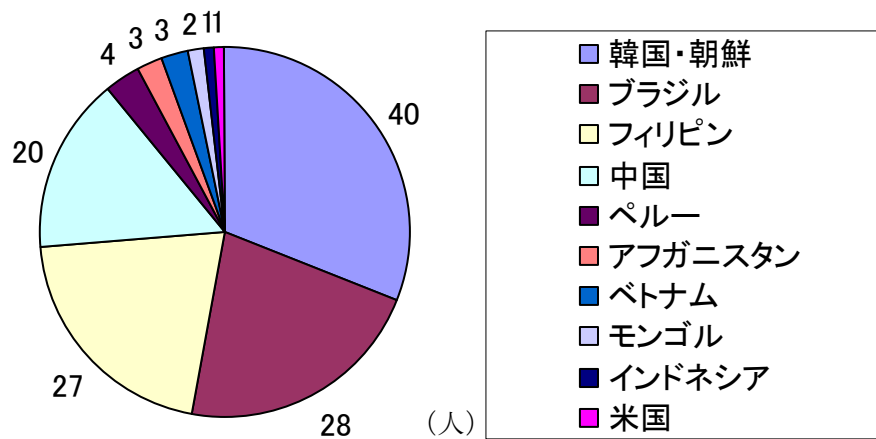
- 日本語で書かれた学校文書などが、保護者に十分理解されていない。
- 児童生徒への日本語指導が、初期指導に限られていて十分とは言えない。
- 日常会話はできても、教科の内容を学ぶための学習言語が理解できないため、入試に対応できる力が備わらず、高校へ進学できないケースが多い。
- 母国語を習得できず親子のコミュニケーションに支障が出ている。

などがあげられます。

また、学校では、「総合的な学習の時間」で、国際理解に関する学習を行っています。さらにそれを深め、多文化共生の視点に立った学習を推進する必要があります。

幼児については、外国から転入してきた場合、幼稚園や保育園に入園しないケースが多く見られます。入園の手続きなどについては、多言語化した情報提供や支援を検討する必要があります。

ずひょう ふく い し がいこくせきじどう せい と こくせきべつうちわけ  
**図表 6 福井市の外国籍児童・生徒の国籍別内訳**



平成 21 年（2009 年）4 月現在 学校教育課資料

ろうどう  
**ウ 労働**

外国人市民の求職は、就労できる在留資格があれば、国籍に関係なく可能です。しかしながら、実際には、「外国人は雇用したことがないから面接に来てもらいたくない」というような反応や、日本語ができなければ就業できないといった事例もあります。

本市では、国の制度により受入れられている技能実習生等が、外国人市民の約 4 分の 1 を占めています。技能実習生等の受入れ団体や、外国人市民を雇用する企業には、「人権の尊重」と「労働法令の遵守」が求められます。加えて、受入れ制度への理解不足から、外国人市民に偏見を持ってしまったり、市民の正しい理解が求められています。

いりよう ほけん ふくし  
**エ 医療・保健・福祉**

外国語に対応可能な病院について調査をしても、その受け取り方に差があるようです。多言語の医療問診票があることで、対応可能と回答する病院が多く、実際には、十分な会話ができるかどうかについて、問題があります。そのため、通訳者に専門的な知識が無いのに、やむなく通訳や翻訳を求められることがあります。ときには、外国人女性が宗教上の理由から、女性医師を必要とする場合もあります。

大規模な病院では、医療通訳の必要性は認められているようです。どの機関が  
コーディネートを、医療通訳者の育成と派遣システムを構築するかが課題と  
なっています。

健康相談や母子保健については、母子手帳の多言語版や、乳幼児健診の間診票  
の英語版は提供されています。しかしながら、健康診断や相談情報などで多言語  
化されていない情報が多くあります。また、健康保険制度の仕組みや必要性、介護  
保険や年金などの制度について、十分な理解がされていないのが現状です。

外国人市民も健康で安心して暮らせるように、各種制度の情報提供が必要です。

## オ 防災

本市では、現在、各避難所に「災害・緊急時の多言語ハンドブック」を配備し  
ています。混乱した状況の中で災害情報が正しく伝わるのか、また、災害時に、  
通訳ボランティアが必要なところの把握や派遣できる体制づくりが課題となっ  
ています。

技能実習生等は、受入れ企業で防災訓練に参加していますが、地域の防災訓練  
では、多言語による案内情報が提供されていません。また、外国人市民の参加は、  
少ないのが現状です。地域の要援護者支援においても、外国人市民にまでは、手  
が届いていないといえます。

災害時には、自助の精神とともに、地域での共助が必要です。地域で取り組む  
防災体制に、外国人市民を取り込むことで、災害時、若年層の多い外国人市民に  
助けてもらうことも十分に考えられます。災害時の情報伝達手段や支援体制を  
準備しておくとともに、平時から、外国人市民も近隣に暮らしているという意識  
をもって防災訓練をすることが必要です。

### (3) 地域社会の意識と外国人市民の社会参加

公民館などで国際理解講座を行っている例もありますが、多文化共生の  
必要性については、まだ十分に理解されていない現状があります。

きぎょう うけい ぎのうじしゅうせいとう かいもの い しゅうだん こうどう  
企業で受入れている技能実習生等が買物に行ったときに、集団で行動している  
りゆう こわ  
からという理由だけで怖がられたりすることがあります。

たぶん かきょうせい ちいき けいはつ おこな じゅうよう りょうりきょうしつ  
多文化共生の地域づくりについて啓発を行うことが重要ですが、料理教室な  
こうりゆう おお げんじょう ふか たぶん かきょうせい お  
どの交流が多いのが現状です。さらにそれを深め、多文化共生にテーマを置いた  
いしきけいはつ がくしゅうきかい もと  
意識啓発の学習機会をつくることが求められています。

ちいきぎょうじ さんか がいこくじんしみん み ちいき  
さらに、地域行事に参加する外国人市民があまり見られないことから、地域  
かつどう さんか かんきょう ひつよう がいこくじんしみん  
活動に参加できるような環境づくりが必要です。そのためには、外国人市民の  
いしきけいはつ ひつよう さきく はじ がいこくじんしみん りゅうがくせい すいしんやく  
意識啓発も必要で、先に暮らし始めている外国人市民や留学生などが推進役とな  
しゃかいさんか そくしん もと  
って、社会参加を促進することが求められます。

#### 4 多文化共生への主な課題（まとめ）

##### (1) 外国人市民への行政サービスの提供

にほんご こんなん しみん ていきょう ぎょうせい  
日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、市民に提供される行政  
りこう ぎむ じょうほう ていきょう じゅうぶん  
サービスや、履行しなければならない義務について、情報の提供が十分とはいえ  
せいかつ ひつよう じょうほう にほんごひょうげん たげんご か わ  
ません。生活に必要な情報を、やさしい日本語表現や多言語化して、分かりやす  
ていきょう しえん もと  
く提供し、支援することが求められています。

##### (2) 多文化共生への理解

しみん ちいきしゃかい ぎょうせい たぶん かきょうせい りかい じゅうぶん え  
市民、地域社会、行政のどれにおいても、多文化共生への理解が十分に得られ  
げんじょう  
ていない現状があります。

がいこくじんしみん きやくじん りんじん しみん あんしん く  
外国人市民を客人ではなく、隣人としてとらえ、すべての市民が安心して暮ら  
しゃかい じつげん しみんぜんたい たぶん かきょうせい かん りかい きわ じゅうよう  
せる社会を実現するためには、市民全体の多文化共生に関する理解が極めて重要  
です。

##### (3) 市民相互の支えあい

しみん そうご さき じち しゅたい  
多文化共生は行政だけで実現できるものではありません。自治の主体である  
しみん たいどう かか きず にほんじんしみん がいこくじんしみん ちいきしゃかい  
市民が、対等な関わりを築き、日本人市民も外国人市民もそれぞれが地域社会の  
さんかく たが さき ごじょ かんけい ひつよう  
メンバーとして参画し、お互いに支えあう互助の関係をつくる必要があります。